

船舶インシデント調査報告書

平成27年12月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	平成27年8月6日 08時00分ごろ
発生場所	長崎県新上五島町中 ^{かみごとう なかどおり} 通島北西方沖 五島白瀬 ^{しろせ} 灯台から真方位177° 5,750m付近 (概位 北緯33° 07.9′ 東経128° 48.4′)
インシデントの概要	漁船 ^{とびうお} 飛魚丸は、操業中、主機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成27年8月7日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 飛魚丸、3.6トン NS3-65701（漁船登録番号）、個人所有 第292-22588号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風速 約4m/s、視界 良好 海象：波高 約0.3m
インシデントの経過	本船のバッテリーは、約8年間使用されており、ふだんから主機のかかりが悪いときがあった。 本船は、新上五島町郷ノ首 ^{ごうのくび} 港へえい航された後、バッテリーを充電したところ、主機を始動できた。
分析	本船は、バッテリーが過放電していたことから、主機が始動できなくなったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、バッテリーが過放電していたため、主機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・バッテリーは、日頃から電圧や液量を確認し、適切に交換すること。